

少年法「改正」法案の参議院での慎重審議を求める会長声明

衆議院は、去る4月19日、少年法「改正」法案を可決して、参議院に送付した。

当会は、少年法「改正」法案に関し、従前、政府提出法案に反対する会長声明を発して、多くの問題点を指摘していた。

衆議院で可決された法案が、「く犯少年である疑いのある者」に対する警察官の調査権限についての条項を削除し、また、触法少年が釈放された場合も家庭裁判所の審判まで国選付添人選任の効力を継続させたことは、これらの問題点に対する指摘に応えたものといえ、評価できるところである。

しかしながら、同法案は、現行法で定められた少年院収容年齢を引き下げ、おおむね12歳以上としており、なお規定上、小学生が少年院に収容される可能性を残すものである。このような低年齢の少年に対しては、少年院という閉鎖的な施設における処遇よりも、家庭に近い開放施設で福祉的対応により成長をサポートしていくことこそが必要である。低年齢の少年に対する少年院による処遇は少年の非行防止につながるだけでなく、かえってその弊害が懸念される。

また、同法案は、触法少年に係る事件について、警察の強制調査権限を認めている。低年齢の少年は、警察官の誘導に乗りやすく、虚偽の自白をする可能性が非常に高い。また強制調査を受けることそのものが低年齢の少年の福祉の観点から問題が大きい。

当会としては、この点についての修正を求めるとともに、仮に、調査権限が認められたとしても、弁護士選任権の告知、弁護士立会権保障、調査の全過程のビデオ録画化等、少年の権利を擁護するための制度が実現されるよう、調査のあり方について十分な議論が行なわれるべきである。

当会は、同法案に関する上記の重大な各問題点につき、参議院における審議を慎重に行い、法案の問題点を解消するよう強く求めるものである。

平成19年5月1日

大阪弁護士会

会長 山田庸男